



平成 21 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 日 新 商 事 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 阿 部 泰 弘
(コード番号 7490 東証 第二部)
問 い 合 せ 先 総 務 部 長 中 島 博
T E L 0 3 - 3 4 5 7 - 6 2 5 1

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 65 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社の事業内容の現状に則し、また今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条（目的）に定める事業目的の追加を行うほか、所要の変更を行うものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます。）が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場株式は、株式振替制度に一斉移行されました。
これに伴い、当社の定款上不要となりました株券に関する規定及び実質株主並びに実質株主名簿の用語の削除等所要の変更を行うものであり、また株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。
なお、現行定款第 7 条（株券の発行）につきましては、決済合理化法附則第 6 条第 1 項に基づき、平成 21 年 1 月 5 日の同法律施行日を効力発生日として定款変更の決議をしたものとみなされております。
- (3) 補欠監査役の選任に係る決議の有効期間について、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとするよう、変更案第 31 条（補欠監査役の選任に係る決議の効力）を新設するものであります。
- (4) 上記変更に伴い、条数の調整及びその他表現の統一等所要の整備を行うものであります。

2. 定款の変更予定日

平成 21 年 6 月 26 日

3. 定款の変更内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) } (条文省略)</p> <p>Σ</p> <p>(15) }</p> <p>(16) <u>管理医療機器等の販売</u></p> <p>(新 設)</p> <p><u>(17) (条文省略)</u></p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 (条文省略)</p> <p>(<u>単元株式数及び単元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第9条 (条文省略)</p> <p><u>2 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程の定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) } (条文省略)</p> <p>Σ</p> <p>(3) }</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 (条文省略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) } (現行どおり)</p> <p>Σ</p> <p>(15) }</p> <p>(16) <u>電解還元水整水器、カートリッジ及び電解還元水の販売</u></p> <p><u>(17) 自動車及び自動車用品の賃貸業</u></p> <p><u>(18) 食料品、飲料(清涼飲料水)、日用雑貨品及びその他生活用品の販売</u></p> <p><u>(19) 超高輝度マイクロプリズム反射素材の販売</u></p> <p><u>(20) 電気通信事業法による通信機器販売及び電気通信サービスの加入手続きに関する代理店業務</u></p> <p><u>(21) 電化製品及び環境対応商品等の販売</u></p> <p><u>(22) (現行どおり)</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) } (現行どおり)</p> <p>Σ</p> <p>(3) }</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 } (条文省略)</p> <p>2 }</p> <p>3 当会社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u>の作成並びに備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u>に関する事務は、<u>これを株主名簿管理人に委託し</u>、当会社においては取扱わない。</p> <p>第13条 } (条文省略)</p> <p>Σ }</p> <p>第31条 }</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 } (現行どおり)</p> <p>2 }</p> <p>3 当会社の株主名簿<u>及び新株予約権原簿</u>の作成並びに<u>これらの備置き</u>その他の株主名簿<u>及び新株予約権原簿</u>に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては<u>これを</u>取扱わない。</p> <p>第12条 } (現行どおり)</p> <p>Σ }</p> <p>第30条 }</p> <p><u>(補欠監査役の選任に係る決議の効力)</u></p> <p>第31条 <u>補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p><u>(附 則)</u></p> <p>第1条 <u>当会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条及び本条を削除する。</u></p>